

電気通信大学安全・環境保全室規程

平成18年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成23年 2月15日

平成23年 7月20日

平成24年 3月27日

平成27年 3月26日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学安全・環境保全室（以下「保全室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 保全室は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等に伴い発生する環境汚染を防止し、もって本学及び地域社会の環境保全に資することを目的とする。

(業務)

第3条 保全室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 環境化学物質の購入量、保管量、排出量の一元管理に関すること。
- (2) 温室効果ガスの削減計画に関すること。
- (3) 産業廃棄物の適正な処理に関すること。
- (4) 資源のリサイクルに関すること。
- (5) 環境関連法令に基づく届出、報告に関すること。
- (6) 環境関連法令に関する資格取得支援及び技術コンサルティングに関すること。
- (7) その他環境保全に関すること。

(組織)

第4条 保全室に次の各号に定める職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員

2 室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第5条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、保全室の責任者として業務を掌理する。
- 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。ただし、保全室に副室長を置く場合は、副室長がその職務を代行する。

(室員)

第6条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大学院情報理工学研究科及び情報理工学域から推薦された教授 4人
- (2) 総務部総務課、総務部経理調達課及び総務部施設課の職員 各1人
- (3) 教育研究技師 若干人
- (4) その他室長が必要と認めた者

(副室長)

第7条 学長が必要と認めるときは、保全室に副室長を置き、本学職員のうちから学長が指名する。

- 2 副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなければならない。

(安全・環境保全室会議)

第8条 保全室に、第3条に掲げる業務に関する重要事項を審議するため、安全・環境保全室会議(以下「室会議」という。)を置く。

(室会議の組織)

第9条 室会議は、室長、副室長、室員をもって組織する。

(議長)

第10条 室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

(構成員以外の者の出席)

第11条 議長は、必要に応じ構成員以外の者を室会議に出席させることができる。

(専門部門)

第12条 環境保全の専門業務を処理するため、保全室に専門部門を置くことができる。

(事務)

第13条 保全室の事務は、総務部施設課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、保全室について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学安全・環境業務推進室規程(平成16年4月1日)は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学安全・環境科学室(仮称)設置検討準備会要項(平成17年4月19日)は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。